

安全運転及び警察車両の管理に関する訓令の運用について（例規）

最終改正 令和 7. 4. 10 例規事第21号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

警察職員（以下「職員」という。）による車両の安全運転及び警察車両の適正かつ効率的な管理運用を図るため、安全運転及び警察車両の管理に関する訓令（昭和45年京都府警察本部訓令第12号。以下「訓令」という。）を制定したので、訓令の運用については、次の点に留意し、誤りのないようにされたい。

なお、次の例規通達は、廃止する。

- 1 乗用自動車の集中管理実施について（昭和31. 10. 19：1京警務第1148号）
- 2 車両カードの記載資料について（昭和35. 2. 27：5京警務第 216号）
- 3 ガソリン等の購入および受払要領について（昭和38. 4. 27：8京会第 203号）
- 4 車両の定期点検整備および仕業点検の実施について（昭和39. 3. 9：9京務第 232号）
- 5 安全運転管理委員会設置要綱の制定について（昭和43. 3. 6：3京監第 137号）
- 6 安全運転管理体制の確立について（昭和43. 4. 3：3京監第 232号）

記

第1 総則

1 趣旨（第1条関係）

職員の交通事故については、一般府民からも厳しく批判され、かつ、安全運転が要請されるので、公私を問わず車両の安全運転を徹底し、交通事故の防止を期するとともに、警察車両の適正かつ効率的な管理運用を図るため、必要な事項を規定することとした。

2 定義（第2条関係）

「使用する車両」とは、京都府警察または、職員が使用するため、所有し、もしくは借用した車両をいう。

3 所属長の責務（第3条関係）

(1) 所属長は、所属に配車を受けた警察車両の管理運用を適正かつ効率的に行うため、警察車両の日常点検整備、使用承認その他警察車両の管理運用について具体的な方法を定め、推進すべきことを明らかにした。

特に警察車両の使用承認については、原則として直接職員を指揮監督する立場にある係長以上の職にある幹部のうち適任者を警察車両の使用承認者と定め、行わせること。

(2) 所属長は、公務上の運転に限らず、私有車両の運転についても、職員の安全運転の励行について指導しなければならない。

4 幹部の責務（第4条関係）

(1) 各所属における警察車両の安全運転及び警察車両の適正かつ効率的な管理・運用は、所属長、安全運転管理者、副安全運転管理者、整備管理者及び整備担当者を中心に行うこととなっているが、これらの関係者の担当業務について、各級幹部は協力すべきことを明らかにした。

(2) 各級幹部は、部下職員の公務上の運転に限らず、私有車両の運転についても、安全運転

の励行について指導しなければならない。

5 当直長等の責務（第5条関係）

府の休日、正規の勤務時間外等で安全運転管理者又は整備担当者が不在の場合における警察車両の運転及び管理についての責任を明確にするため、勤務実態を考慮し、警察署の当直長並びに機動警ら課（自動車警ら隊）、鉄道警察隊、鑑識課（機動鑑識隊）、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊の当務日の中隊長、小隊長又は係長は、安全運転管理者及び整備担当者の職務を代行すべきことを明らかにした。

6 安全運転管理者等（第7条及び第8条関係）

- (1) 所属長は、選任した安全運転管理者が道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第74条の3の規定に基づき選任すべき者に該当する場合は、その選任及び解任の届出を、その理由が生じた日から15日以内に交通企画課長を経由して京都府公安委員会に行うこと。
- (2) 所属長は、副安全運転管理者を指名して安全運転管理者の職務を補佐させ、又は安全運転管理者に事故あるときはその職務を代行させることとした。

7 整備管理者等（第9条及び第9条の2関係）

- (1) 装備課長は、整備管理者の選任又は変更があつたときは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第52条に規定する届出を、その理由が生じた日から起算して15日以内に近畿運輸局京都運輸支局長に行うものとする。
- (2) 装備課長は、整備管理者に事故があり、又は不在であるときは、適任と認める所属職員にその職務を代行させるものとする。
- (3) 整備担当者を置く所属の長は、主任（分隊長を含む。）以上の職にある者のうち、車両の整備に係る指導等の業務に従事できる者を選任するものとする。この場合において、当該所属長は、装備課長に対し、選任した職員の氏名等を連絡するものとする。

第2 削除

第3 運転管理

1 運転者の指名（第18条関係）

- (1) 所属長は、警察車両ごとに、所属職員のうちから、運転の資格、自動車運転技能検定に関する訓令（昭和54年京都府警察本部訓令第4号。以下「技能検定訓令」という。）に基づく自動車運転技能の認定級位、運転経験、勤務制等を考慮して運転者2名以上を指名し、そのうち1名を正運転者としてすること。ただし、2交替制、3交番制等の勤務制により使用する警察車両については、その勤務別ごとに運転者2名以上を指名すること。
- (2) 所属長は、大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び大型特殊自動車に対する運転者の指名をする場合には、技能検定訓令に基づく普通技能検定の級位の認定を受けている者のうちから、当該認定級位、過去における運転実績、運転技能の程度等運転適性を慎重に検討のうえ、適格者を選ばなければならない。

2 警察車両の運転（第19条関係）

警察車両は、原則として所属長から運転者として指名された職員でなければ運転してはならないことを明らかにした。例外的に運転者として指名されていない職員が運転できるのは、所属長、安全運転管理者、当直長等が認定した場合に限定した。

特に「当直長等」には、訓令第5条第2項に規定する者をも含むこととした。

3 運転上の基本的留意事項等（第20条、第21条および第22条関係）

警察車両の運転を下命しようとする者、運転する職員および同乗する職員が、警察車両の運転等に際し、安全運転の励行を徹底するため、遵守すべき事項を明らかにした。

したがって、警察車両の無理な運転を下命した者は、第一次的に運行上の責任を、また運転した職員は運転上の責任をそれぞれ負うこととなる。

4 緊急自動車としての使用基準（第23条関係）

緊急自動車の指定を受けた警察車両を緊急自動車として使用する場合は、道交法第39条および道路交通法施行令（昭和35年政令第 270号）第14条に「緊急用務のため運転するとき」と規定されているだけで、具体的な基準がないため、従来、運転者自身の判断で運用してきたが、緊急自動車としての使用中における交通事故の実態から具体的基準を明らかにした。

5 緊急自動車としての使用判断（第24条関係）

緊急自動車の指定を受けた警察車両を緊急自動車として使用するときは、原則として幹部が判断して指示するものとする。ただし、緊急の場合で幹部の指示を受けるいとまのないときに限り、運転者が判断して緊急自動車として使用することができることとした。

第4 車両管理

1 配車計画（第26条関係）

「配車計画」とは、新たに警察車両を各所属に配車し、またはすでに配車された警察車両の供用替えをするための計画をいう。

2 車両情報（第27条関係）

- (1) 記録された車両情報に変更が生じたときは、関係する所属間において相互に連絡の上、速やかに補正し、常に整備しておくこと。
- (2) 所属長は、配車を受けている警察車両の供用替えを命ぜられた場合は、当該車両を新配車所属へ送付すること。

3 運転記録（第29条関係）

- (1) 運転者は、原則として運転前に使用承認者の承認を受け、運転後に運転状況を安全運転管理者に報告するものとする。
- (2) 安全運転管理者は、車両運転記録表の点検を行うものとする。
- (3) 勤務指定に基づき運転する警察車両であつて、別に定める規程に基づき、その運転実態が記録される場合は、車両運転記録表の全部又は一部の作成を省略することができる。
- (4) 所属長は、他所属において管理・運用する警察車両（装備課の管理に係る車両を除く。）を借り受けたときは、当該警察車両を貸し出した所属名、当該警察車両に係る登録番号及び借り受ける期間を装備課長に連絡するとともに、自所属の安全運転管理者に当該車両の運転状況を管理させるものとする。

4 格納（第30条関係）

- (1) 所属長は、車庫に格納できない警察車両がある場合は、ペンキ、柵等により格納位置を指定するとともに、盗難、火災、損傷等の防止を図るため、夜間等における巡視および一定時限後の車庫の出入口の閉門、消火設備の点検整備自動車カバー使用等の措置をとること。
- (2) 運転者は、警察車両の盗難、火災、損傷等を防止するため、エンジンキーを取りはずし

、サイドブレーキをかけるほか、必要に応じてドアをロックし、歯止めをする等の措置をとること。

5 使用統制（第31条および第32条関係）

使用統制の通報を受けた所属長は、事前に当該警察車両の点検整備を行なわせ、特に指示のない限り、指定された警察車両および当該車両の運転者を指定の日時、場所に差し出すこと。

6 日常点検（第33条の2関係）

(1) 運転者は、所属長の定めた日常点検の実施要領に基づき警察車両（原動機付自転車を除く。）に日常点検を実施しなければならない。

(2) 原動機付自転車の日常点検については、自動車の日常点検の要領に準じて行うこと。

7 巡回指導（第36条関係）

装備課長は、整備管理者を指導対象の所属に派遣する場合においては、派遣先の所属長に対し、派遣の日時及び整備対象の警察車両を事前に通知するものとし、通知を受けた所属長は、その日時に当該警察車両の整備等について、整備担当者及び運転者が巡回指導を受けられるように配慮しなければならない。

8 整備（第37条関係）

(1) 所属長は、運転者、整備管理者及び整備担当者が、訓令第37条第1項に規定する警察車両の点検整備を行うために必要な時間が確保されるように配慮しなければならない。

(2) 運転者又は整備担当者は、故障、損傷等を発見する機会が多くあるとともに、車両整備の責任を有することから、その報告義務を規定した。もし他の職員が発見した場合は、運転者又は整備担当者に直ちに連絡し、警察車両の整備保全の徹底を図るものとする。

(3) 所属長は、日常点検により判明した整備が必要な事項及び故障、損傷等のうち、その内容が軽微なものについては、整備担当者、運転者等に整備させなければならない。

(4) 所属長は、訓令第37条第3項に規定する整備に係る請求書（整備に係る作業を民間業者に委託して行った場合に当該民間業者が発行する書面であつて、整備に係る車両の登録番号、作業内容及び請求金額を記載したものをいう。）を受け取ったときは、その写しを装備課長に送付するものとする。

9 非常用燃料の確保（第40条関係）

非常用燃料は、保管設備があれば法令により許容される限度内の数量の現物による備蓄を行なうものとし、保管設備等がなければ、予算執行の段階で購入数量を減ずるなどの方法により、予算による備蓄を行なうことができる。

10 警察事務システムの運用（第43条の2関係）

(1) 所属長は、訓令第43条の2の規定による警察事務システムを運用して行う事務のうち、訓令第43条第2項の規定による車両使用実績の通知その他必要と認める事務を、あらかじめ指名した職員に行わせることができる。

(2) 所属長は、前記第4の10の(1)の指名を行つたときは、その都度、装備課長に当該指名を受けた職員の氏名等を連絡するものとする。

第5 私有車両

1 削除

2 保険契約の確認等（第45条関係）

(1) 所属長は、単に私有車両の取得の報告があつたときに限らず、保険期間満了時期等にも自動車損害賠償責任保険契約の締結状況について確認すること。

(2) 削除

3 削除

4 公務使用（第48条関係）

(1) 公務使用についての基本的な考え方

私有車両を公務に使用することは、交通事故の場合の損害賠償などの問題もあり、原則的には認められないが、警察職務の遂行上、例外的に必要な場合を考慮して、訓令第48条第1項ただし書において公務使用の範囲を限定するとともに、使用にあたっては、所属長の承認を受けることとしたものである。

(2) 承認の基準

訓令第48条第1項第2号の「その他の理由」としては、著しく交通不便な交番、駐在所等の勤務員が、故障等のため備付けの警察車両を使用することができないときに、警察署等と交番、駐在所等の間を往来する場合である。

(3) 承認の手続

ア 公務使用承認願は、私有車両を使用する職員が所属長に対して行なうこととしているので、当該車両を所有する職員が願い出る場合が多いが、犯罪捜査等のため係等で組織的に使用する場合は、その責任者が行なうこと。

イ 承認は、原則として所属長が行なうものとするが、所属長不在のときは、安全運転管理者が代行すること。ただし、緊急の場合等で所属長又は安全運転管理者の承認が得られないときは、直属の課長補佐、警察署の課長若しくは係長の承認を受けることができる。この場合、承認した関係幹部は、事後所属長にその旨を報告すること。

ウ 公務使用承認を受ける場合は、当該車両に係る自動車検査証記録事項が記載された書面、自動車損害賠償責任保険証及び任意の自動車保険証の写しを添付すること。

(4) 承認の対象となる私有車両及び運転者の基準

ア 所有者が加入している任意の自動車保険において、保険金額が対人及び対物について無制限であり、かつ、業務上の使用等が免責となっていない私有車両

イ 警察車両に準じて点検、整備が行なわれている私有車両

ウ 運転者は、原則として当該車両の所有者であり、かつ運転適性を考慮して認めた職員

(5) 経過措置

この例規通達の実施の際現に改正前の安全運転及び警察車両の管理に関する訓令の運用についての例規通達に基づき公務使用承認を受けている私有車両及び運転者は、この例規通達の実施の日から1月間は、この例規通達に基づき公務使用承認を受けている私有車両及び運転者とみなす。